

Q マイナンバー運用開始にあたって従業員からどのような文書を回収

3 提供・回収

Q 非居住者や外国籍の従業員がいる場合、マイナンバーはどのように取得したらよいのでしょうか。

A マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、非居住者などで二〇一五年一〇月以降、日本国内に一度も住民票を置いたことがなければ、マイナンバーを取得することができません。帰国して国内で住民票を作成したときに初めてマイナンバーの指定対象となります。ただし氏名・住所・生年月日以上の情報はないため、在留カードの代替可能となります。

また、外国籍でも住民票のある方（中長期在留者や特別永住者等）は、マイナンバーの指定対象となります。たしかに氏名・住所・生年月日以上の情報はないため、在留カードの代替にはなりません。なお国外へ転出したあとに日本に再入国した場合でも、転出前と同じ番号を利用することになります。

マイナンバーについて、外国語での説明がサイト (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hangoseido/>) に公開されています。

Q マイナンバー取得（提供を求める）の際には厳格な本人確認が必要のことですが、どのようにことにお勧めします。

②事務取扱担当者の誓約書・番号法は個人情報保護法より厳罰化されおり、個人番号関係事務に従事する者、していた者への罰則も定められています。当該事務を扱う担当者に対して、漏えい事故を起こさないよう社内ルールの遵守徹底を目的として取得することをお勧めします。

Q マイナンバー取得（提供を求める）の際には厳格な本人確認が必要のことですが、どのようにことにお勧めします。

Q 通知カードのコピーを取つてもいいのでしょうか。

A 通知カードのコピーを取得してもかまいませんが、保管体制（施錠キヤビネットでの保管、廃棄のタイミング等）含め安全管理措置を講ずる必要があります。

Q 内定者のマイナンバーはいつから回収可能でしょうか。

A マイナンバーの回収は、個人番号関係事務に必要となつたときに行なうことが原則であり、「内定」の指

Q 非居住者や外国籍の従業員がいる場合、マイナンバーはどのように取得したらよいのでしょうか。

A マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、非居住者などで二〇一五年一〇月以降、日本国内に一度も住民票を置いたことがなければ、マイナンバーを取得することができません。帰国して国内で住民票を作成したときに初めてマイナンバーの指定対象となります。ただし氏名・住所・生年月日以上の情報はないため、在留カードの代替にはなりません。なお国外へ転出したあとに日本に再入国した場合でも、転出前と同じ番号を利用することになります。

マイナンバーについて、外国語での説明がサイト (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hangoseido/>) に公開されています。

Q 非居住者や外国籍の従業員がいる場合、マイナンバーはどのように取得したらよいのでしょうか。

A マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、非居住者などで二〇一五年一〇月以降、日本国内に一度も住民票を置いたことがなければ、マイナンバーを取得することができません。帰国して国内で住民票を作成したときに初めてマイナンバーの指定対象となります。ただし氏名・住所・生年月日以上の情報はないため、在留カードの代替にはなりません。なお国外へ転出したあとに日本に再入国した場合でも、転出前と同じ番号を利用することになります。

マイナンバーについて、外国語での説明がサイト (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hangoseido/>) に公開されています。

Q どのような規程を作成すべきなのでしょうか。就業規則の変更は必要ですか。

A 基本方針・特定個人情報取扱規程・取扱マニュアルです。

●基本方針

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）により、個人番号を含む特定個人情報についての安全管理措置が事業主（個人番号関係事務実施者）に義務付けられます。

Q どのような規程を作成すべきなのでしょうか。就業規則の変更は必要ですか。

A 基本方針・特定個人情報取扱規程・取扱マニュアルです。

●特定個人情報取扱規程

特定個人情報の取り扱い方法を定めます。マイナンバーの管理責任者の設置および責任範囲、事務取扱担当者の任務、管理段階ごとの具体的な取り扱い方法、漏えい事故発生時の報告体制の明確化を行います。

●取扱マニュアル

事務取扱担当者（個人番号関係事務

いよいよ個人番号の通知が目前に迫り、実務対応の準備を進めている企業が多いと思います。各段階での手続きにおいて、疑問を持ちやすい点や、従業員からの質問が多い点について、Q&Aでわかりやすくまとめました。

マイナンバー取り扱い実務 Q&A

特別企画

10月の番号通知開始までに知っておきたい



税理士法人AKJパートナーズ
特定社会保険労務士 松本 藍
特定社会保険労務士 田中美津子

税理士法人AKJパートナーズ
代表パートナー：公認会計士・税理士 山本成男
所在地(東京オフィス)：東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー27F
事業内容：会計・税務(連結納税含む)、組織再編、ストック・オプション設計・評価、株式公開・事業再生支援アドバイザリー 他

2 事前準備 通知編

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

①採用時の提出書類にマイナンバーの提出を「必須」とする旨の追加。
②マイナンバーの利用目的の追加。
③特定個人情報取扱の規定（別規程とする）の追加。
④教育訓練条文に、特定個人情報保護について適切な教育を行う旨の追加。
⑤懲戒条文に前述③の特定個人情報

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

A マイナンバーの回収方法に制限はありませんが、番号法および施行令、施行規則で認められた方法で本人確認をする必要があります。具体的には、家族（代理人）からマイナバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の三つを確認する必要があります。確認方法は原則として、以下の通りです。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 二〇一五年一〇月の第一月曜日である五日時点に住民票に記載されている住民にマイナンバーが指定され、住民票の住所に簡易書留で郵送されます。従業員の方には、事前に自身の住民票がどこで登録されているのか確認しておいてもらう必要があります。

Q 通知カードはいつどに届くの取扱規程に対する違反を懲戒対象とする旨の追加。

A 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

Q 派遣社員からマイナンバーを回収してもいいのでしょうか。

A 派遣先で派遣社員のマイナンバーを利用する事務は発生しないため、回収できません。

Q 長期休職者がいます。マイナンバーを郵送で回収、または家族から回収してもよいのでしょうか。

